

健発 0809 第 3 号

平成 30 年 8 月 9 日

一般社団法人 日本外科学会
理事長 森 正樹 殿

厚生労働省健康局長

移植希望者（レシピエント）選択基準の一部改正について

臓器の移植希望者（レシピエント）の選択につきましては、「臓器提供者（ドナー）適応基準及び移植希望者（レシピエント）選択基準について」（平成 9 年 10 月 16 日付け健医発第 1371 号。以下基準通知という。）により実施されているところです。

この度、厚生科学審議会疾病対策部会臓器移植委員会の審議結果を踏まえ、基準通知の別添 2（各臓器の移植希望者（レシピエント）選択基準）のうち、腎臓移植希望者（レシピエント）選択基準を別紙の新旧対照表のとおり改正することとしました。

本改正は、平成 30 年 10 月 1 日から適用することとし、別添のとおり公益社団法人日本臓器移植ネットワーク理事長あて通知しましたので、御了知願うとともに、会員等に対する周知につきまして御配慮願います。

写

健発 0809 第 1 号
平成 30 年 8 月 9 日

公益社団法人日本臓器移植ネットワーク理事長 殿

厚生労働省健康局長

移植希望者（レシピエント）選択基準の一部改正について

臓器の移植希望者（レシピエント）の選択につきましては、「臓器提供者（ドナー）適応基準及び移植希望者（レシピエント）選択基準について」（平成 9 年 10 月 16 日付け健医発第 1371 号。以下「基準通知」という。）により実施されているところです。

この度、厚生科学審議会疾病対策部会臓器移植委員会の審議結果を踏まえ、基準通知の別添 2（各臓器の移植希望者（レシピエント）選択基準）のうち、腎臓移植希望者（レシピエント）選択基準を別紙の新旧対照表のとおり改正することとしました。

本改正は、平成 30 年 10 月 1 日から適用することとしましたので、改正後の腎臓移植希望者（レシピエント）選択基準に従い、円滑かつ適正な業務の執行をお願いします。あわせて、貴法人に登録されている臓器移植施設への周知の徹底につきましてよろしくお願ひします。

参考として、本改正を反映した腎臓移植希望者（レシピエント）選択基準を添付します。

腎臓移植希望者（レシピエント）選択基準 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>腎臓移植希望者（レシピエント）選択基準</p> <p>1. 前提条件</p> <p>(1) ABO式血液型 ABO式血液型の一一致 (identical) 及び適合 (compatible) の待機者を候補者とする。</p> <p>(2) リンパ球交叉試験（全リンパ球又はTリンパ球）陰性</p> <p>(3) 1年以内に移植希望者（レシピエント）の登録情報が更新されていることを必要条件とする。</p> <p>(4) C型肝炎ウイルス（HCV）抗体 C型肝炎抗体陽性の臓器提供者（ドナー）から提供された腎臓は、C型肝炎抗体陽性的移植希望者（レシピエント）のみを対象とし、リスクについて十分に説明し承諾を得られた場合のみ移植可能とする。</p> <p>2. 優先順位</p> <p>(1) 搬送時間（阻血時間） 移植希望者（レシピエント）の登録地域は移植希望施設の所在地（都道府県）とする。</p>	<p>腎臓移植希望者（レシピエント）選択基準</p> <p>1. 前提条件</p> <p>(1) ABO式血液型 ABO式血液型の一一致 (identical) 及び適合 (compatible) の待機者を候補者とする。</p> <p>(2) リンパ球交叉試験（全リンパ球又はTリンパ球）陰性</p> <p>(3) 1年以内に移植希望者（レシピエント）の登録情報が更新されていることを必要条件とする。</p> <p>(4) C型肝炎ウイルス（HCV）抗体 C型肝炎抗体陽性の臓器提供者（ドナー）から提供された腎臓は、C型肝炎抗体陽性的移植希望者（レシピエント）のみを対象とし、リスクについて十分に説明し承諾を得られた場合のみ移植可能とする。</p> <p>2. 優先順位</p> <p>(1) 搬送時間（阻血時間） 移植希望者（レシピエント）の登録地域は移植希望施設の所在地（都道府県）とする。</p>

地 域 (注)	点 数
同一都道府県内	12点
同一ブロック内	6点

(注) 地域は、原則として、都道府県、ブロック内他都道府県とする。ただし、地域の実情を踏まえ、(公社)日本臓器移植ネットワークにおいて複数の都道府県を統合したサブブロックを設置することも可能とする。

(2) HLAの適合度

DR座の適合 (ミスマッチ数)	A座及びB座の適合 (ミスマッチ数)	点 数
0	0	14
0	1	13
0	2	12
0	3	11
0	4	10
1	0	9
1	1	8
1	2	7
1	3	6
1	4	5
2	0	4
2	1	3
2	2	2

×1.15点

地 域 (注)	点 数
同一都道府県内	12点
同一ブロック内	6点

(注) 地域は、原則として、都道府県、ブロック内他都道府県とする。ただし、地域の実情を踏まえ、(公社)日本臓器移植ネットワークにおいて複数の都道府県を統合したサブブロックを設置することも可能とする。

(2) HLAの適合度

DR座の適合 (ミスマッチ数)	A座及びB座の適合 (ミスマッチ数)	点 数
0	0	14
0	1	13
0	2	12
0	3	11
0	4	10
1	0	9
1	1	8
1	2	7
1	3	6
1	4	5
2	0	4
2	1	3
2	2	2

×1.15点

2	3	1
2	4	0

- (3) 待機日数
待機日数 (N) ≤ 4014 日 : 待機日数ポイント = N/365 点
待機日数 (N) > 4014 日 : 待機日数ポイント = $10 + \log_{1.74} (N / 365 - 9)$ 点

- (3) 待機日数
待機日数 (N) ≤ 4014 日 : 待機日数ポイント = N/365 点
待機日数 (N) > 4014 日 : 待機日数ポイント = $10 + \log_{1.74} (N / 365 - 9)$ 点

- (4) 未成年者
16歳未満については14点を加算する。
16歳以上20歳未満については12点を加算する。

- (4) 未成年者
16歳未満については14点を加算する。
16歳以上20歳未満については12点を加算する。

3. 具体的選択方法

適合条件に合致する移植希望者（レシピエント）が複数存在する場合には、優先順位は、以下の順に勘案して決定する。

(1) 臨器の移植に関する法律第6条の2の規定に基づき、親族に対し臓器を優先的に提供する意思が表示されていた場合は、当該親族を優先する。

(2) 臨器提供者（ドナー）が20歳未満の場合は、選択時20歳未満である移植希望者（レシピエント）を優先する。

(3) ABO式血液型が一致（identical）する者を適合（compatible）する者より優先する。

2	2	3	1
2	2	4	0

- (3) 待機日数
待機日数 (N) ≤ 4014 日 : 待機日数ポイント = N/365 点
待機日数 (N) > 4014 日 : 待機日数ポイント = $10 + \log_{1.74} (N / 365 - 9)$ 点

- (3) 待機日数
待機日数 (N) ≤ 4014 日 : 待機日数ポイント = N/365 点
待機日数 (N) > 4014 日 : 待機日数ポイント = $10 + \log_{1.74} (N / 365 - 9)$ 点

3. 具体的選択法
適合条件に合致する移植希望者（レシピエント）が複数存在する場合には、優先順位は、以下の順に勘案して決定する。

(1) 臨器の移植に関する法律第6条の2の規定に基づき、親族に対し臓器を優先的に提供する意思が表示されていた場合は、当該親族を優先する。

(2) ABO式血液型が一致（identical）する者を適合（compatible）する者より優先する。

(3) 臨器提供者（ドナー）が20歳未満の場合は、選択時20歳未満である移植希望者（レシピエント）を優先する。

(4) 2. の (1) ~ (4) の合計点数が高い順とする。ただし、これらの条件が同一の移植希望者（レシピエント）が複数存在した場合には、臓器搬送に要する時間、医学的条件に配慮する。

4. その他

(1) 2腎同時移植は、以下の場合に行うことを可能とする。

- ① 臓器提供者（ドナー）が6歳未満の場合
- ② ドナーが6歳以上であって、（公社）日本臓器移植ネットワークが選択基準に基づき選択した移植希望者（レシピエント）の担当医及びメディカルコンサルタントが、当該臓器提供者（ドナー）の腎機能が一定程度以下、かつ、1腎ではその機能が不十分と判断するとき

(2) 今後新たな医学的知見を踏まえ、PRA検査の取扱い等について適宜検討を行い、必要があれば、基準の見直しを行うこととする。

(3) 臓器提供者（ドナー）が20歳未満の場合に選択時20歳未満の移植希望者（レシピエント）を優先する取扱いについては、改正選択基準の施行後の移植実績の評価等を踏まえて適宜見直しを行うこととする。

(4) 2. の (1) ~ (4) の合計点数が高い順とする。ただし、これらの条件が同一の移植希望者（レシピエント）が複数存在した場合には、臓器搬送に要する時間、医学的条件に配慮する。

4. その他

(1) 2腎同時移植は、以下の場合に行うことを可能とする。

- ① 臓器提供者（ドナー）が6歳未満の場合
- ② ドナーが6歳以上であって、（公社）日本臓器移植ネットワークが選択基準に基づき選択した移植希望者（レシピエント）の担当医及びメディカルコンサルタントが、当該臓器提供者（ドナー）の腎機能が一定程度以下、かつ、1腎ではその機能が不十分と判断するとき

(2) 今後新たな医学的知見を踏まえ、PRA検査の取扱い等について適宜検討を行い、必要があれば、基準の見直しを行うこととする。

(3) 臓器提供者（ドナー）が20歳未満の場合に選択時20歳未満の移植希望者（レシピエント）を優先する取扱いについては、改正選択基準の施行後の移植実績の評価等を踏まえて適宜見直しを行うこととする。